

議案第 33 号

渋川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例

渋川市汚水処理施設条例（平成 18 年渋川市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「家庭汚水」を「家庭等汚水」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 処理施設 一団の住宅地における汚水を排除するために必要な排水管、下水管その他の施設及びこれに接続して汚水を最終的に処理するために設けられる処理施設をいう。

第 2 条第 4 号中「「ます」」を「ます」に改める。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条を第 14 条とし、第 11 条を第 13 条とする。

第 10 条第 1 項中「排出した量」の次に「（以下「排除汚水量」という。）」を加え、「これ」を「、これ」に改め、同条第 2 項中「汚水の排出量」を「排除汚水量」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項第 1 号中「使用水量」を「排除汚水量」に、「基本水量」を「基本排除汚水量」に、「基本料金」を「基本使用料」に改め、同項第 2 号中「使用水量」を「排除汚水量」に、「基本水量」を「基本排除汚水量」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条中「排水設備」を「使用者は、排水設備」に改め、同条を第 11 条とし、第 6 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 5 条第 1 号中「下水道施設基準」を「管理者が別に定める基準」に、「実施しなければならない」を「実施しなければならない。」に改め、同条第 2 号中「内径は 100 ミリメートル」を「100 ミリメートル」に改め、同条第 3 号中「公道内では 100 センチメートル」を「宅地内 20 センチメートル」に改め、同条を第 7 条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(排水設備の工事の施工)

第5条 排水設備の新設等の工事（渋川市下水道条例施行規程（令和2年渋川市上下水道事業管理規程第17号）で定める軽微な工事を除く。）は、渋川市下水道条例（平成18年渋川市条例第225号）第6条の規定により指定したものでなければ行ってはならない。ただし、特別の理由があると管理者が認めたときは、指定する者以外の者が施工することができる。

(排水設備の工事の検査)

第6条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、排水設備検査済証を交付するものとする。

3 前項の排水設備検査済証の様式は、管理者が別に定める。

附則第3項中「第10条の」を削る。

別表第1 渋川市行幸田住宅団地汚水処理施設の項を削る。

別表第2中「第10条」を「第12条」に改め、同表備考1中「工場を」を「工場が処理施設を使用する場合を」に改め、同表備考2中「以外」の次に「の場合」を加える。

別記様式中「第9条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

公共下水道への接続替えに伴う渋川市行幸田住宅団地汚水処理施設の廃止及び条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（設置） 第1条 家庭等汚水の衛生的処理を行うため、渋川市汚水処理施設（以下「<u>処理施設</u>」という。）を設置する。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>（1） 処理施設 一団の住宅地における汚水を排除するために必要な排水</u> <u>管、下水管その他の施設及びこれに接続して汚水を最終的に処理する</u> <u>ために設けられる処理施設をいう。</u> （2）・（3） （略） （4） 排水設備 屋内から下水管までの<u>ます</u> 及び排水管をいう。</p> <p><u>（排水設備の工事の施工）</u> 第5条 排水設備の新設等の工事（渋川市下水道条例施行規程（令和2年渋川市上下水道事業管理規程第17号）で定める軽微な工事を除く。）は、<u>渋川市下水道条例（平成18年渋川市条例第225号）第6条の規定により指定したものでなければ行ってはならない。ただし、特別の理由があると管理者が認めたときは、指定する者以外の者が施工することができる。</u></p> <p><u>（排水設備の工事の検査）</u> 第6条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、<u>工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。</u> 2 <u>前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、排水設備検査済証を交付するものとする。</u> 3 <u>前項の排水設備検査済証の様式は、管理者が別に定める。</u></p> | <p>（設置） 第1条 家庭汚水の衛生的処理を行うため、渋川市汚水処理施設（以下「<u>処理施設</u>」という。）を設置する。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>（1） 処理施設 下水道施設基準に適合し、かつ、150戸以上が共同</u> <u>で使用する汚水処理施設をいう。</u> （2）・（3） （略） （4） 排水設備 屋内から下水管までの「<u>ます</u>」及び排水管をいう。</p> |

(排水設備の接続方法)

第7条 排水設備の新設等をしようとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 排水管を下水管に接続させるときは、管理者が別に定める基準により下水管の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない箇所及び工事方法で実施しなければならない。
- (2) 排水管の内径は、管理者が特別に理由があると認めた場合を除き、100ミリメートル以上とするものとする。
- (3) 排水管の土かぶりは、宅地内20センチメートル以上としなければならない。
- (4) (略)

(悪質汚水及び雨水の流入禁止)

第8条 (略)

(し尿の排除の制限)

第9条 (略)

(排水設備等工事の改善)

第10条 (略)

(使用開始等の届出)

第11条 使用者は、排水設備の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは汚水処理施設使用開始(休止・廃止)届(別記様式)により、速やかに管理者に届け出なければならない。

(使用料)

第12条 使用者は、下水管に汚水を排出した量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、1か月につき別表第2に定めるところにより算出した処理施設の使用料に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加えた額を納付しなければならない。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 排除汚水量は、水道の使用水量をもってその排出量とみなし、水道の定例日現在の検針によった水量により算定する。

(排水設備の接続方法)

第5条 排水設備の新設等をしようとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 排水管を下水管に接続させるときは、下水道施設基準により下水管の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない箇所及び工事方法で実施しなければならない。
- (2) 排水管の内径は、管理者が特別に理由があると認めた場合を除き、内径は100ミリメートル以上とするものとする。
- (3) 排水管の土かぶりは、公道内では100センチメートル以上としなければならない。
- (4) (略)

(悪質汚水及び雨水の流入禁止)

第6条 (略)

(し尿の排除の制限)

第7条 (略)

(排水設備等工事の改善)

第8条 (略)

(使用開始等の届出)

第9条 排水設備の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは汚水処理施設使用開始(休止・廃止)届(別記様式)により、速やかに管理者に届け出なければならない。

(使用料)

第10条 使用者は、下水管に汚水を排出した量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、1か月につき別表第2に定めるところにより算出した処理施設の使用料に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加えた額を納付しなければならない。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 汚水の排出量は、水道の使用水量をもってその排出量とみなし、水道の定例日現在の検針によった水量により算定する。

3 第1項の使用料は、前条の届出があったときから徴収する。この場合において、使用者が月の途中において使用を開始し、休止し、又は廃止した場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日を超えないで排除汚水量が基本排除汚水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1
- (2) 使用日数が15日を超えたとき、又は排除汚水量が基本排除汚水量の2分の1を超えたときは、1か月として算定した額

4 (略)

(使用料の減免又は徴収猶予)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

附 則

(経過措置)

3 この条例による_____別表第2の規定は、平成18年4月1日以降の使用に関する使用料について適用し、同日前の使用に関する使用料については、なお合併前の条例の例による。

4 (略)

別表第1 (第3条関係)

| 名称 | 位置 |
|------------------|-------------------|
| 渋川市金井住宅団地汚水処理施設 | 渋川市金井3038番地1 |
| 渋川市三原田住宅団地汚水処理施設 | 渋川市赤城町三原田618番地259 |

別表第2 (第12条関係)

表 (略)

備考

- 1 「工場用」とは、金井工業団地内の工場が処理施設を使用する場合をいう。

3 前項の使用料は、前条の届出があったときから徴収する。この場合において、使用者が月の途中において使用を開始し、休止し、又は廃止した場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日を超えないで使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、1か月として算定した額

4 (略)

(使用料の減免又は徴収猶予)

第11条 (略)

(損害賠償)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

附 則

(経過措置)

3 この条例による第10条の別表第2の規定は、平成18年4月1日以降の使用に関する使用料について適用し、同日前の使用に関する使用料については、なお合併前の条例の例による。

4 (略)

別表第1 (第3条関係)

| 名称 | 位置 |
|------------------|-------------------|
| 渋川市金井住宅団地汚水処理施設 | 渋川市金井3038番地1 |
| 渋川市行幸田住宅団地汚水処理施設 | 渋川市行幸田3226番地1 |
| 渋川市三原田住宅団地汚水処理施設 | 渋川市赤城町三原田618番地259 |

別表第2 (第10条関係)

表 (略)

備考

- 1 「工場用」とは、金井工業団地内の工場をいう。

2 「一般用」とは、前項以外の場合をいう。

2 「一般用」とは、前項以外_____をいう。

別記様式（第11条関係）

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 污水处理施設使用開始（休止・廃止）届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 渋川市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住所 使用者 氏名 電話 ⑩</div> 渋川市污水处理施設条例第11条の規定により届出をいたします。 | |
| 污水处理施設名 | |
| 使用開始等年月日 | 年 月 日 |
| 確認者職氏名 | 職名 氏名 ⑩ |
| 備考 | |

別記様式（第9条 関係）

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 污水处理施設使用開始（休止・廃止）届 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 渋川市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住所 使用者 氏名 電話 ⑩</div> 渋川市污水处理施設条例第9条の規定により届出をいたします。 | |
| 污水处理施設名 | |
| 使用開始等年月日 | 年 月 日 |
| 確認者職氏名 | 職名 氏名 ⑩ |
| 備考 | |